R8 1157

正

様式第28号の3(第2条関係)(用紙　日本工業規格A4縦型)

医 療 法 人 事 業 報 告 書 等 届

令和　8年　8月　27日

静岡県知事　鈴木　康友　様

医療法人の名称　　医療法人社団　俊幸会
主たる事務所の所在地　　駿東郡長泉町竹原
３９７番地の４
代表者の氏名　　理事長　境　俊光

令和７年度
第１９期　の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類
(1) 事業報告書
(2) 財 産 目 録
(3) 貸借対照表
(4) 損 益 計 算 書
(5) 監事の監査報告書



〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年６月１日　至　令和８年５月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団俊幸会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特別医療法人　　□ 特定医療法人

■ 出資額限度法人　　□ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　静岡県駿東郡長泉町竹原３９７番地の４

(3) 設立認可年月日　　平成１９年６月２１日

(4) 設立登記年月日　　平成１９年６月２５日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	境　　俊光	境医院管理者
理　事	境　　采女	
同	中込　仁己	
同	境　　利佳	
監　事	岩田　一直	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	境医院	2211310285	静岡県駿東郡長泉町竹原３９７番地の４	一般病床　　０床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和７年７月２８日　　令和６年度決算の決定

令和８年５月２０日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人社団俊幸会
所在地　静岡県駿東郡長泉町竹原３９７番地の４

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和　８年　５月３１日現在）

１．資　産　額	203,666 千円	✓
２．負　債　額	199,550 千円	✓
３．純　資　産　額	4,116 千円	✓

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額	
Ａ　流　動　資　産		167,088	✓
Ｂ　固　定　資　産		35,885	✓
Ｃ　繰　延　資　産		693	✓
Ｄ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	203,666	✓
Ｅ　負　債　合　計		199,550	✓
Ｆ　純　資　産	（Ｄ－Ｅ）	4,116	✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－４

法人名　医療法人社団俊幸会
所在地　静岡県駿東郡長泉町竹原３９７番地の４

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和　８年　５月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	167,088	Ⅰ 流動負債	38,263
Ⅱ 固定資産	36,578	Ⅱ 固定負債	161,287
1 有形固定資産	35,885	負債合計	199,550
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	0	科目	金額
Ⅲ 繰延資産	693	Ⅰ 資本金	5,000
		Ⅱ 資本剰余金	0
		Ⅲ 利益剰余金	△ 884
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	4,116
資産合計	203,666	負債・純資産合計	203,666

様式４－２

法人名　医療法人社団俊幸会
所在地　静岡県駿東郡長泉町竹原３９７番地の４

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　令和　7年　6月　1日　至　令和　8年　5月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
1 事業収益	222,143
2 事業費用	201,018
事業利益	21,125
Ⅱ 事業外収益	1,939
Ⅲ 事業外費用	1,677
経常利益	21,387
Ⅳ 特別収益	-2,895
Ⅴ 特別費用	996
税引前当期純利益	-23,286
法人税等	-103
当期純利益	-23,183

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団俊幸会
理事長　境　俊光　殿

私は、医療法人俊幸会の令和７会計年度（令和７年６月１日から令和８年５月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年７月２７日
医療法人社団俊幸会
監事　岩田　一直